

<慰謝料請求>

無法な力に押し迫られたとき、受ける苦しみは個々人の個性、価値観、環境等、様々な違いによって多様、またそれへの反応も人様々である。闘う者、退避する者、心身を病んで苦しみあがく者…。なかには、いわゆる“電通「過労死」問題”や“原発避難いじめ”事件に見られるように、自死をもって解決を図る者さえ出る。本件について原告は、苦悩の末、その公正なる解決を求めて提訴した。

提訴に至るまでほぼ2年、問題解決への思いと苦悩は常に念頭から離れず、その間の怒りと葛藤は並ならずして、原告の人生が失われていった。エッセイストとしての筆を執ること適わず、その間一文とて残せず、20年を越えて人生の支えとなっていた文芸同人誌『琅』の編集・発行人も退いた。さらに、傘寿を期して始めるべく図っていた、まさに心理学者としてのライフワーク『カラー・ピラミッド・テスト入門』（英語版）と『カラー・ピラミッド・テストによる性格診断』の二書も手つかずのままになっている。人生が奪われていったと言ってもけっして過言ではない。

原告の年齢は81.4歳、日本男子の平均寿命80歳を超え、健康年齢の平均71歳はとうに越えて久しい。いつ何時、心身の不調や病に襲われ、倒れて死してもけっしておかしくはない高齢者である。この1年、この2年の貴重さは、かつてのそれと比ぶべくもなく、1年が10年、2年が20年にも相当する。残り少ないであろう向後の人生において、この喪われた年月を取り返すことはできるのだろうか。人生終盤において生ぜしめられた、この人生の苛立ちと暗鬱は、まさに耐え難い。

それでも、本件提訴の折には、原告は、被告による振替申請の受諾を望むだけであった。しかし、応訴を為した後の被告答弁書の内容は、あまりにも暴論に過ぎ、全く許容できないものである。さらにこみ上げる憤怒の情、もはや形をもって被告から慰謝されなくては、心が許さない。

しかしながら、この貴重な月日を奪われた怒りと悲しみは、金銭に代えることなど到底できるものではない。それ故にこそ、慰謝料は多寡を問わず、敢えて1万円とする。その意味は、本件において被告が原告に慰謝したことを原告及び被告共々に刻印づける為の、より象徴的な意味を持たせたいからである。